保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年2月10日

> 池田豊 香川県知事 人

# 香川県規則第2号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則 保健師助産師看護師法施行細則(昭和27年香川県規則第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改正後 改正前

(書類の経由)

保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「令」という。) 及び保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号。以下「規 則」という。) の規定により知事に提出する書類(准看護師再教育研修、 准看護師試験、准看護師養成所並びに令第11条に規定する学校及び看護師 等養成所に係るものを除く。)は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合 事務所長を経由しなければならない。ただし、情報通信技術を活用した行 政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定に より同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第33条の規定による届 出を行う場合は、この限りでない。

(書類の経由)

第1条 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という♪ 第1条 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という♪ 保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下「令」という。) 及び保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号。以下「規 則」という。) の規定により知事に提出する書類(准看護師再教育研修、 准看護師試験、准看護師養成所並びに令第11条に規定する学校及び看護師 等養成所に係るものを除く。) は、保健福祉事務所長又は香川県小豆総合 事務所長を経由しなければならない。

## 第2号様式(第2条関係)

#### 香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

准看護師免許申請書

香川県知事 殿

`

月

日

ふりがな 氏 名

住

( ₹

電話番号( ) 一

准看護師免許を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

The first of the f				
本籍地都道府県名(国籍)				
ふ り が な	(氏) (名)			
氏 名				
旧姓併記の希望	有(希望する旧姓を記載すること。) 無			
通 称 名				
生 年 月 日	年 月 日			
准看護師試験施行年月	年 月			
試験施行地都道府県名				
受 験 番 号				
罰金以上の刑に処せられ たことの有無	有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無			
准看護師の業務に関する 犯罪又は不正の行為の有 無	有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無			
過去に准看護師免許を有 していたことの有無	<u>有(登録番号を記載すること。)</u> 無			

#### 注意 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師試験合格証書の写し
- (2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び離民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
- (3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、 大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

## 第2号様式(第2条関係)

### 香 川 県 証 紙 欄 (消印してはならない。)

准看護師免許申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所 (〒 ) ふりがな 氏 名

電話番号( ) ― 准看護師免許を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

本籍地都(国		· 名 音)		
ふり	が	な	(氏) (名)	
氏		名		
旧姓併言	記の希	望	有 (希望する旧姓を記載すること。) 無	
通 和	尓	名		
生 年	月	日	年 月 日	
准看護師試験施行年月			年 月	
試験施行地都道府県名		具名		
受 験	番	号		
罰金以上の刑に処せられ たことの有無		ъħ	有(その罪、刑及び刑の確定年月日を記載すること。) 無	
准看護師の第 犯罪又は不正無	業務に関す Eの行為の	するの有	有(違反の事実及び年月日を記載すること。) 無	

### 注意 次の書類を添付すること。

- (1) 准看護師試験合格証書の写し
- (2) 戸籍謄本若しくは戸籍抄本又は住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)を記載したものに限る。)(出入国管理及び難民認定法第19条の3各号に掲げる者にあっては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
- (3) 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、 大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書

### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、令和4年12月17日から適用する。
- 2 改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。